

「米国における電子書籍ビジネスとグーグル・ブックを巡る動向」

市川類@JETRO/IPA NY

1. はじめに

電子書籍ビジネスは、オンラインでの音楽ビジネスと比較して、遅れを取っていたが、近年米国においては、急速に立ち上がりつつある。

この電子書籍ビジネスにおいては、主要各社とも、書籍のデジタル化と端末の普及の両輪に取り組み、競争を進めているが、先行者である Amazon.com は、自社独自のフォーマットで、デジタル化と端末の普及を同時に進め、垂直統合により利益の確保を図る戦略を採用する一方で、Sony は、業界標準のフォーマットの採用に移行し、また、Barnes and Noble は多様な他社の端末を取り入れるなど、水平的展開（オープン化）を進め、需要の拡大を図ろうとする動きがあり、今後の動向が注目される。

また、電子書籍ビジネスに関しては、グーグル・ブックを巡る動きが注目される。グーグル・ブックの問題は、著作権者との権利を巡る争いから始まっているが、最近の焦点は、むしろ、著作権制度の見直しによる書籍のデジタル化促進に向けた欧米の主導権争いや、Google と Amazon 等の各社の競争の中での競争政策上の位置づけのあり方に移っている。今後これらの帰趨は、今後の電子書籍の需要拡大に加え、市場を巡る産業の様相を大きく変える可能性がある。

このような認識の下、本報告においては、米国における電子書籍市場を巡る動向と主要各社の戦略に加え、グーグル・ブックを巡る最近の動向について、報告する。

2. 電子書籍ビジネスを巡る動向

(1) 電子書籍ビジネスの特徴

本報告においては、電子書籍（e-Book）に係るビジネスを巡る状況について取り上げる。電子書籍では、オンラインでの音楽ビジネスと同様、①プロバイダーが、デジタル化（電子化）した書籍を、消費者に対してオンラインで販売・提供し、②消費者は、それらを PC あるいは特別の端末で読むこととなる。

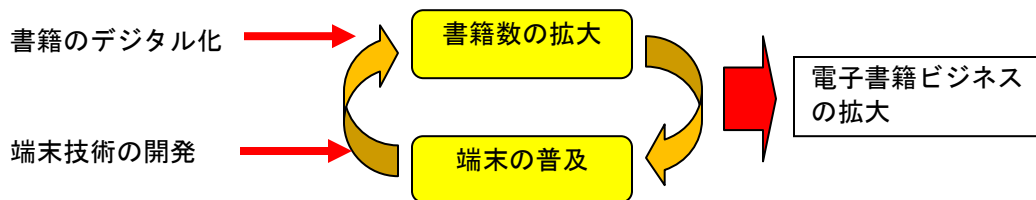
このように書籍や雑誌、新聞¹などを携帯端末で読むという社会は、以前より、未来予想として描かれてきた。このため、これまで多くの企業がビジネス化をし

¹ 本報告においては、雑誌や新聞ではなく、特に書籍を対象に扱う。なお、新聞の携帯機器での購読を巡る動向については、NY だより 2009 年 4 月号参照。

ようと試みてきたものの、電子書籍のビジネスは、オンラインでの音楽ビジネスと比較して、遅れていたと言える。その理由としては、以下のものが考えられる。

- ・ ①書籍の電子化（デジタル化）に係る論点
 音楽の場合には、オンライン配信が進展する以前から、CD化が進んでいたために、デジタル化が容易であったのに対して、書籍については、過去の書籍の多くがまだデジタル化されていないという問題があったこと。
- ・ ②端末機器に係る技術上の論点
 PCでも音楽を聴くことができるのと同様、電子書籍もPCでも読むこともできるが、音楽の場合、MP3プレーヤーとして携帯端末化することによって、需要が拡大されたのと同様、書籍の場合においても、携帯端末化を進めることによって、需要の拡大が期待できる。しかしながら、音楽の場合のMP3プレーヤーと比較して、電子書籍用の携帯端末（リーダー）には、（携帯電話でも読むことはできるものの）通常は大型のディスプレイを必要とするため、技術的・コスト的課題の解決が必要であったこと。

しかしながら、近年、①書籍のデジタル化の進展に伴い、利用可能な書籍数が拡大するとともに、②技術の進展に伴い、従来よりもユーザビリティの高い電子書籍リーダーが多数開発・販売されつつある。これらが両輪として、利用可能な書籍の増加と電子書籍リーダーの普及／価格の低下の好循環が生まれることにより、電子書籍ビジネスが離陸しつつある。



（２）電子書籍市場を巡る動向

① 米国の電子書籍市場の立ち上がり

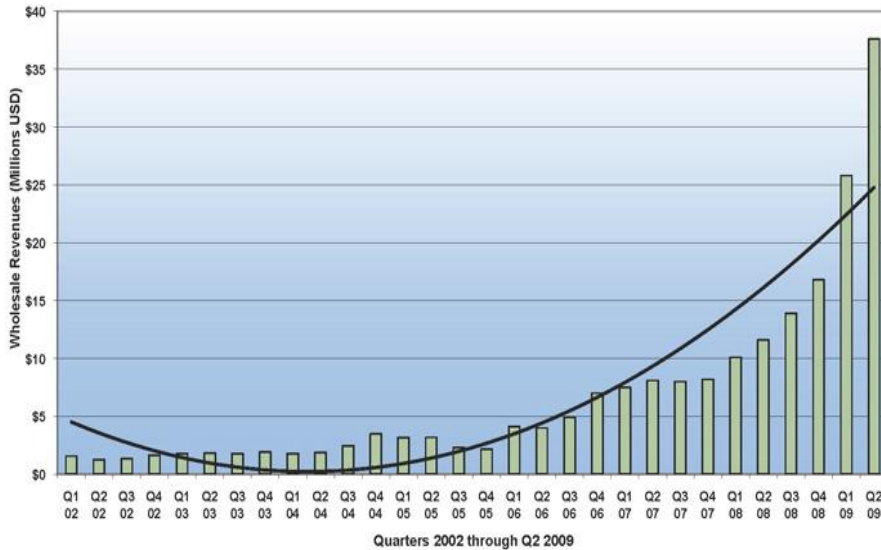
米国における電子書籍市場の伸びは、これまで緩慢としていたが、近年急速に立ち上がりつつある。米国出版社協会（AAP）の2009年3月の発表²によると、2008年の米国における書籍全体の販売額（243億ドル）は、対前年比で2.8%減となったのに対して、電子書籍市場は、まだ全体額が1.13億ドルと、まだ全書籍販売の0.5%ほどにしか過ぎないものの、対前年比では68.4%増となっている³。

² http://www.publishers.org/main/IndustryStats/IndStats/2008/2008_Stats.htm

³ なお、Barnes & Noble、Borders等が所有する物理的な書店の数は2002年から2008年の間に19%減少。http://www.businessweek.com/the_thread/techbeat/archives/2009/07/can_e-books_sav.html

また、2009年に入って、米国の電子書籍市場は、さらに急拡大しつつある。International Digital Publishing Forum (IDPF)⁴によると、米国における2009年第一四半期、第二四半期の電子書籍の販売額(卸売)は、対前期比で40%以上の伸びを示している。これは、Amazon Kindleに代表されるように、電子書籍リーダーがより洗練され手頃な価格となったこと、また、オンラインでの利用可能な書籍も増えるとともに、既に新刊の9割が電子化され、電子書籍として、製本された場合の半額で販売されるケースもあることが需要拡大の一因とも考えられる⁵。

米国における電子書籍の販売(卸売)⁶



この米国の電子書籍市場は、日本の電子書籍市場よりも、金額的にはまだ小さい⁷。しかしながら、日本は、携帯中心のプラットフォームであり、したがって、電子書籍リーダーの普及は進んでおらず、また、利用可能なコンテンツも携帯で読むことができるもの(漫画等)が中心であるという点で、近年の米国における電子書籍市場は、日本とは全く異なった発展経路を進むものと考えられる。

また、この電子書籍のビジネスは、オンライン音楽ビジネスと比較すると、まだ、かなり初期の段階にあるといえる。米国の音楽市場は、約100億ドル規模であり、書籍市場よりも小さいが、オンライン化は既に1/3を超えている。具体的

⁴ http://www.idpf.org/doc_library/industrystats.htm

米国出版社協会(Association of American Publishers: AAP)との共同調査。

⁵ <http://www.tokyo-np.co.jp/article/economics/news/CK2009092402000074.html>

⁶ http://www.idpf.org/doc_library/industrystats.htm

⁷ 実際に、インターネットメディア総合研究所の調査によると、2008年の日本における電子書籍市場は464億円であるが、このうち、携帯向けが402億円、PC向けが62億円となっており、特に近年携帯向けが増加しているのが特徴となっている。

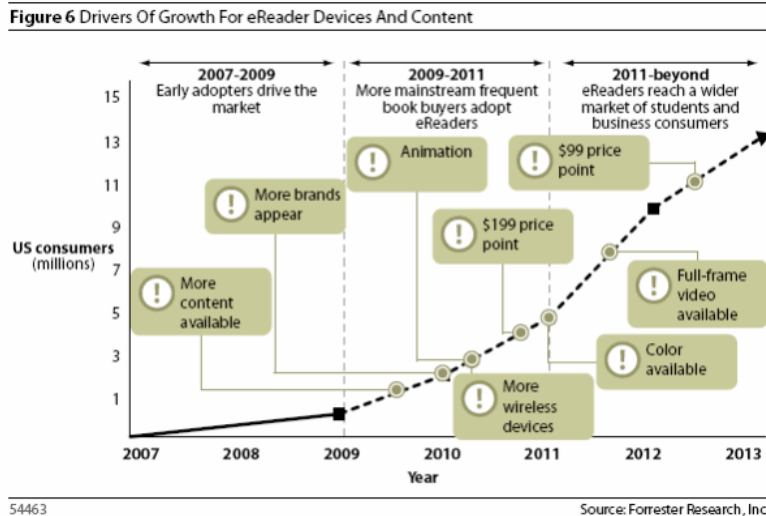
http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20090709_300991.html

には、調査会社のNPDグループの調査（2009年8月）⁸によると、2009年前半の米国の音楽市場におけるオンライン販売比率は、全体の35%（これに対してCDは65%⁹）と、2007年の20%から急上昇しており、2010年までにCDの売上げを抜き去るであろうとしている¹⁰。なお、このうちAppleのiTunes Storeがオンラインの69%（全体の約25%。2008年の21%、2007年の14%から上昇）と圧倒的に優位となっており、次いで、AmazonMP3が8%となっている。

② 今後の見込み

現在、電子書籍市場は、Early Adopter（初期採用者）により立ち上がりの時期にあるとされており、今後、更なる市場の拡大が見込まれている。2009年5月のForrester Researchの報告¹¹によると、現在は、Early Adopterによって導入が進められているが、①今後更に多くのコンテンツが提供される一方、②端末においても、アニメーション、カラー、ワイヤレスなどの技術も洗練され、価格も低下することによって、本格導入が進むのではないかとしている。

電子書籍リーダーとコンテンツの成長ドライバー



⁸ <http://journal.mycom.co.jp/news/2009/08/19/002/index.html>

http://www.npd.com/press/releases/press_090818.html#

⁹ なおCDの売上げシェアは、Walmartが20%、BestBuyが16%、AmazonとTargetがそれぞれ10%。

¹⁰ それ以外の調査（見通し）は、以下の通り。

・2008年2月のForrester Researchの報告書によると、2012年において、オンライン市場は48億ドルに達する一方、CDの売上げは38億ドルまで落ち込む見込み。

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/Research/20080220/294233/>

・2008年12月のJupiter Researchの報告によると、オンライン販売の比率は、現時点の18%から、2013年には41%（現在18%）に拡大する予測している（市場全体では102億ドルから、98億ドルに減少と予測）<http://jp.reuters.com/article/entertainmentNews/idJPJAPAN-35201320081202>

¹¹ http://www.readwriteweb.com/archives/report_ereader_and_ebook_market_ready_for_growth.php

(3) 書籍のデジタル化と端末の普及に係る論点（著作権とフォーマット）

この電子書籍の成長のドライバーとなる、書籍のデジタル化と端末の普及にあたっては、書籍と端末にかかるフォーマットの標準化・オープン化、及び、著作権問題へ対応が論点となると考えられる。

① フォーマットと標準（オープン化の位置づけ）

電子書籍の普及の立ち上げるためには、書籍のデジタル化・ストアの整備と、電子書籍リーダーの開発を同時に行う必要があるが、その際、それらをつなぐフォーマットや標準に係る議論が重要になる。

一般的に、先行者においては、そのフォーマットを閉じた（クローズドな）仕組みにすることによって、顧客を自社のストアにロックインさせ、他社のストアへの流出を防ぐことができるとともに、ストアに魅力があれば、電子書籍リーダーの付加価値を確保することができる¹²。

一方、フォーマットをオープン化（水平分離）することによって、多様なストアから購入できることによりリーダーの魅力を増すことが可能となるとともに、後発のストアとしては、先行者からより多くの顧客を集めることも可能となる。また、マクロ的にも、多様な端末とストアにおいて、競争が行われることにより、イノベーションを促進することが可能となる。

音楽の場合においては、一般的にMP3に係る標準が既に存在していたため、それほど問題になることはなかったように見えるが¹³、電子書籍の場合は、フォーマットはまだ必ずしも確立しておらず、このような中、各社がどのようなフォーマット・標準を採用するかは重要な戦略となる。

② 書籍のデジタル化（著作権の位置づけとグーグル・ブック）

レコードとして記録されている音楽（LPレコードの最初の発売は、1948年）と比較して、書籍については歴史が非常に長く（古くはグーテンベルクの時代まで遡る）、このため、多くの過去の書籍の蓄積が存在する。

例えば、世界最大級の蔵書を誇る米国議会図書館（Library of Congress）には、1.42億のアイテム（3200万の図書目録の蔵書、6200万の写本を含む）を保有されている¹⁴のに対し、英語圏での年間新刊出版数は、37.5万件（2004年）であり、数で言うと新刊の約100倍の蔵書が存在する¹⁵。もちろん、これらが現在読まれ

¹²このように垂直統合を図る戦略は、ある意味で、iTunes-iPodにおいてAppleがとった戦略でもあると言える。なお、逆にストアに魅力がなければ、クローズド戦略は、電子書籍リーダーとしての魅力も失われる。

¹³なお、音楽の場合、DRMによる相互接続可能性の問題が一時期問題となったが、その後、ほぼDRMはなくなってきており、問題は解決してきている。（NYだより2007年11月号参照）

¹⁴http://www.loc.gov/about/generalinfo.html#2007_at_a_glance

¹⁵http://www.bowker.com/press/bowker/2005_1012_bowker.htm

ている書籍の大部分を占めるという訳でも必ずしもないが、これらの書籍は、これまでも、図書館などで読まれてきた書籍であり、これらの知的資産も電子書籍化の対象となりうる。

このように古い書籍については、多くの国の著作権の保護期間である、著作者の死後50年（一部70年）を超えるものも少なくなく、また、著作権は残っていても、既に絶版になっているもの（あるいは、著作権者が不明のもの）も多い。このうち、著作権切れのものは公有財産であり、権利処理上の問題は生じず、また、現在出版されているもののように著作権者の明確なものについては、音楽の場合と同様、原則は、著作権者との調整を行って、オンラインでの電子書籍の提供を行うことになる。しかしながら、著作権は残っているが、絶版のものは、論点となり、特にグーグル・ブックにおいて問題となっている。

このような問題意識のもと、以下においては、米国における電子書籍市場における主要各社の動向（フォーマットの戦略を含む）、及び、グーグル・ブックを巡る動向について報告する。

3. 電子書籍に係る産業構造を巡る動向

（1）電子書籍ビジネスを巡る各社の動向

米国における主要な電子書籍企業としては、Amazon、Sony、Barnes & Noble があげられる。これらの企業においては、いずれも、①自ら電子書籍ストアを開設するとともに、②自らも電子書籍リーダー（端末）の販売を行うことによって、電子書籍ビジネスを推進しており、両面での競合が激化している。

- ・ 同3社の中で、最も早く米国で電子書籍ビジネスに本格参入したのは **Sony** であり（2006年9月）、その後、徐々に普及が高まってきていたとされる。
- ・ しかしながら、**Amazon** が2007年10月に発表した Kindle 及び同ストア以降急速に売上げが拡大してきている。特に、同社は、①多くの書籍の品揃えを有していたことに加え、②Kindle（リーダー）においては、従来の電子書籍リーダーとは異なり、ワイヤレスでのダウンロード機能がついたことが特徴である。本リーダーの普及により、Amazon は電子書籍リーダー（Kindle）だけでなく、電子書籍ストアとしても、電子書籍ビジネスで先頭に立つに至っている。
- ・ このような中、**Sony** は、①2009年3月に、Google の連携により書籍の品揃えの拡大を図るとともに、②2009年8月に、ワイヤレス機能の有するリーダー（PRS-600）等を発表し、巻き返しを図っている。

なお、日本の国立国会図書館における蔵書数(図書)は、905万。(平成19年度)

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/statistics.html#01-1> また、日本の年間での新刊出版点数は約8万冊。
<http://mainichi.jp/enta/book/hondana/archive/news/2008/07/20080727ddm015040031000c.html>

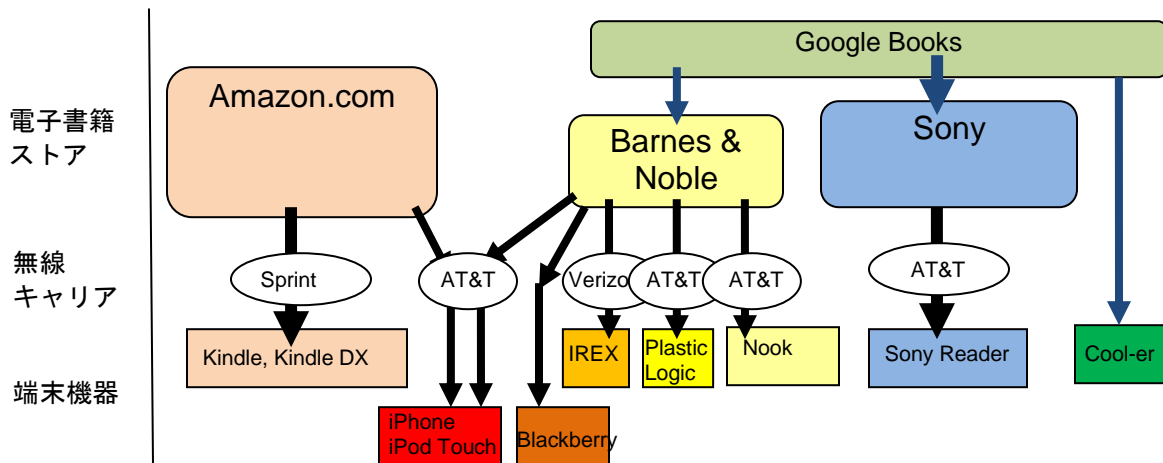
- ・ また、以前撤退していた **Barnes & Noble** も、①携帯向け電子書籍企業を買収し、また Sony と同様 Google と連携することによって、ストア を開設するとともに、②電子書籍リーダーに係るベンチャー企業との連携に加え、2009年10月には、自社の電子書籍リーダー（Nook）の発表を行っている。

なお、このような中、**Google** は、電子書籍ビジネスとは別に、著作権切れの公有書籍のデジタル化やパートナーの出版社と提携することによって、検索サービスを提供し、広告ビジネスを行っている（第四章参照）。

主要な電子書籍ビジネスの経緯¹⁶

企業名	開設時期・経緯	利用可能な書籍
Amazon	「Kindle Books」 ・ 2005年 MobiPocket 買収 ・ 2007年11月、ストア開設。 ・ 現在 35万冊以上	・ 2007年11月、Kindle 販売開始。 ・ 2009年2月、Kindle2 販売開始。 ・ 2009年5月、KindleDX 販売開始。 ・ 2009年10月、海外での販売開始。
Sony	「Sony eBook Store」 ・ (2006年9月ストア開設) ・ 2009年3月、Google と連携(50万冊) ・ 現在 10万冊+100万冊 (Google) 以上	・ 2006年9月、PRS500 販売開始。 ・ 2007年10月、PRS505、PRS700。 ・ 2008年8月、Pocket Ed, Touch Ed。 ・ 2009年8月、Daily Edition 発表。
Barnes & Noble	「B&N eBooks」 ・ 2009年3月 Fictionwise 買収 ・ 2009年7月、ストア開設。70万冊。 (Google との連携 (50万冊) 含む) ・ 現在 100万冊以上 (Google 含む)。	・ 2009年7月、Plastic Logic との連携。 ・ 2009年8月、IREX との連携。 ・ 2009年10月、Nook 発表。

電子書籍ビジネスを巡る産業構造¹⁷



¹⁶ 出典:筆者作成。

¹⁷ 出典:以下を参考に筆者作成。

http://assets.bizjournals.com/cms_media/images/ebookuniversal.png?site=techflash.com

このような中、2009年10月に発表された Forrester Research の予測調査¹⁸によると、2009年の米国の電子書籍端末の販売台数を、約300万台になると予測を引き上げ、2009-2010年合計では1000万台となると見込んでおり、このうち、Kindleが60%で首位、次に Sony Reader が35%と見込んでいる。

① Amazon Kindle

Amazon.com は、もともと、書籍等に中心とした消費者向け電子商取引（E-Commerce）で、成長を遂げた企業であり、現在でも電子商取引での書籍販売は1位の座を有する。

同社は、2007年11月に、Kindle という電子書籍リーダーを販売するとともに、電子書籍ストアを開設し、現在電子書籍市場でも首位の座を有する。なお、同社は、Apple の iPod の書籍版を念頭に開発したとされる。

<電子書籍リーダー（Kindle）>

Amazon は、2007年11月に、電子書籍リーダーである Kindle（第一世代）の販売を開始した¹⁹。この Kindle は、ワイヤレス通信を通じて、PC等を介さずに、電子書籍や新聞記事をダウンロードできる点（通信費用は、原則、Amazon.com が負担）が特徴である。その後、同社は、2009年2月には、第二世代の Kindle2（従来のストレージの約7倍）²⁰を、更に、2009年5月には、より大型のスクリーンを有する Kindle DX²¹を販売開始している。

これまで、第一世代の Kindle は、1年強の間で40～50万台販売され、また、第二世代については、2009年4月半ば時点までの約2ヶ月間で既に30万台販売されたと報道されている²²。また、Barclay Capital のアナリストによると、Kindle の売上げ収入は、2010年に12億ドル、2012年に37億ドル（同社売上高の約10%）に達する見込みであり、これまで Kindle 関連の売上げは同社の書籍関連収入の35%に上ると推測している²³。

また、従来は、Kindle は米国外では入手できなかったが、2009年10月、日本を含む世界各国（世界169カ国²⁴）での販売を発表している^{25,26}。

¹⁸ <http://jp.reuters.com/article/marketEyeNews/idJPnJS849293420091016>

<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPJAPAN-11830020091007>

¹⁹ <http://www.engadget.com/2007/11/21/kindle-sells-out-in-two-days/>

²⁰ <http://www.obsessable.com/news/2009/02/09/amazon-press-event-kindle-2/>

²¹ <http://www.nytimes.com/2009/05/07/technology/companies/07kindle.html>

<http://jp.techcrunch.com/archives/20090507how-big-can-the-kindle-get/>

²² <http://jp.techcrunch.com/archives/20090416300000-kindle-2s-sold-to-date/>

²³ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/02/news050.html>

²⁴ <http://zen.seesaa.net/article/129749105.html>

²⁵ <http://japan.cnet.com/news/tech/story/0,2000056025,20401239,00.htm>

http://www.nytimes.com/2009/10/07/technology/companies/07amazon.html?_r=1&ref=technology

²⁶ また、B&N の Nook の発売時期と併せて、2009年10月23日、価格を引き下げている。

http://news.cnet.com/8301-17938_105-10381325-1.html

<Amazon EBook（ストア）²⁷>²⁸

Amazon Kindle ストアは、2007年11月、Kindle（リーダー）の販売と併せてオープンし、2009年10月現在で、約36万冊が利用できる²⁹。新刊書やベストセラーが10ドル³⁰程度で提供されており、多くの本の最初の数章を無料で読むことができる。

なお、Amazonは、Kindle ストアを開設する以前の2005年に、携帯向け書籍サイトであるMobipocket（本社フランス）を買収している³¹。Mobipocket.comは2000年3月に設立された企業であり、数年間で電子書籍をモバイルデバイス上で読むためのソフトウェアリーダーとなっていた。

② Sony

Sonyは、もともと消費者向け機器に強みを有する企業であり、オンライン音楽市場では、iPodに対して劣勢におかれていることもあり、電子書籍ビジネスに関し、日本市場では撤退したものの、米国市場では積極的に取り組んでいる。

その際、電子書籍ストアにおいては、他の書籍販売企業等と比較して、弱みを有することから、Googleと積極的に連携をしていることが特徴的である。

<電子書籍リーダー（Sony Reader）>

Sonyは、2004年4月に、主に日本国内市場を対象に、電子書籍リーダー（LIBRIe）の販売を開始したが、日本の電子書籍市場では、端末が携帯電話にシフトしていることもあって、2007年5月に生産を終了している³²。

一方、同社は、2006年9月、米国において、Sony Reader（PRS-500）の販売を開始した³³。PRS-500では、ワイヤレスでのダウンロード機能は有さず、基本はPCにUSB端末でつながり、メモリーカードでファイルを移すことになる³⁴。

<http://www.informationweek.com/news/hardware/handheld/showArticle.jhtml?articleID=220900425>

²⁷ http://www.amazon.com/Kindle-Books/b/ref=sv_kinh_1?ie=UTF8&node=1286228011

²⁸また、当時から、Amazonは、著作者自身が直接Kindleに出版できる仕組みである、Digital Text Platform（β版）を公表している。このプラットフォームでは、著作者は、自ら出版しようとする文書をアップロードし、Amazonは、1回のダウンロードあたり指定される価格で課金を行う一方、著作者は売上げの35%を受け取ることになる。

<http://forums.digitaltextplatform.com/dtpforums/entry.jspa?externalID=2&categoryID=12>

²⁹ <http://www.nytimes.com/2008/06/02/books/02bea.html?ref=business>

³⁰ <http://www.engadget.com/2007/11/19/amazon-kindle-available-now-on-amazon>

³¹ <http://www.mobipocket.com/en/HomePage/default.asp?Language=EN>

³² <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0807/01/news122.html> パナソニックも同時期に撤退。

³³ <http://www.mobiletechreview.com/Sony-Reader.htm>

発表は、2006年1月 <http://wiredvision.jp/archives/200601/2006012304.html>

<http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=MMITbo000010092009>

³⁴ <http://www.thesun.co.uk/sol/homepage/fun/gizmo/2612443/Sony-Reader-Pocket-and-Sony-Reader-Touch-are-launched.html>

なお、その後、2007年10月に、バージョンアップした PRS-505、及び、タッチスクリーンを搭載した PRS-700 を販売している。

同社は、最近になって、ワイヤレス機能も含む各種新バージョンの発売を相次いで発表している。具体的には、2009年8月5日、タッチスクリーンを搭載した Touch Edition(PRS-600)³⁵と、Pocket Edition (PRS-300)の販売を開始³⁶するとともに、同月25日には、Kindleと同様、ワイヤレス機能(AT&Tのネットワークを利用)を有するとともに、タッチパネル機能を有する Daily Edition (PRS-900) を発表した(販売開始は、2009年12月予定)³⁷。

<電子書籍ストア (Sony e-Book) ³⁸>³⁹

Sonyの電子書籍ストアは約10万作品であり、他社と比較して比較的少なかったとされる。このような中、SonyとGoogleは、2009年3月、電子書籍のコンテンツ配信に関して、Googleがこれまで電子化を行った著作権切れの(公有の)作品約50万作品をSony Readerに提供するととのパートナーシップを締結した⁴⁰。これにより、Sony Readerで読むことのできる作品の数は約60万に上るとされる。なお、Googleは、2009年8月26日、Google Booksの公有の書籍を100万冊以上に拡大することを発表している⁴¹。

③ Barnes & Noble

米国(世界)の最大手の書籍販売企業であり、オンラインでの書籍販売も行う Barnes & Nobleは、以前、電子書籍ストアを一旦閉鎖しているが、2009年になって、ストアを再開するとともに、自社ブランドのリーダーの提供も開始している。

<B&N eBook Store>⁴²

³⁵ PRS700のバージョンアップ。

³⁶ http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/41163.html

³⁷ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0908/26/news024.html>

<http://www.asahi.com/digital/av/TKY200908250382.html>

http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/41492.html

³⁸ <http://ebookstore.sony.com/>

³⁹ また、それ以外のサービスとして、上述のDaily Editionの発表と併せて、2009年8月、Sonyは、Sony eBook Storeを通じて、地元の図書館の電子書籍にアクセスを利用できるようにするアプリケーション、Library Finderも発表している。

http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/41494.html

また、2009年9月29日、Sonyは自主出版を手がける企業である、Author SolutionsとSmashwordsと連携し、同社のeBook Storeで出版できるPublisher Portalの再立ち上げを発表している。

http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/42042.html

⁴⁰ <http://www.nytimes.com/2009/03/19/technology/19sony.html?scp=1&sq=sony%20google&st=cse>

<http://japan.internet.com/ecnews/20090323/12.html>

⁴¹ <http://googleblog.blogspot.com/2009/08/more-books-in-more-places-public-domain.html>

<http://booksearch.blogspot.com/2009/08/download-over-million-public-domain.html>

⁴² <http://www.barnesandnoble.com/ebooks/index.asp>

Barnes & Noble は、2000年に、Microsoftとともに、電子書籍ビジネスを開始（また、併せて2001年には、Adobeとも連携⁴³）していたが、十分な利益を上げられなかったため、2003年に閉鎖している⁴⁴。

しかしながら、同社は、最近、再度ストアを再開した。具体的には、2009年3月、E-Book小売のFictionwise（及びその傘下のE-Book流通のEreader.com）を買収し⁴⁵、その上で、同月、Fictionwiseが開発していたBlackberry対応版のリリースを行う⁴⁶とともに、6月にはiPhoneやiPod Touch向けのAppsを発表した⁴⁷。

その上で、Barnes & Nobleは、2009年7月20日、電子書籍のストアの再開を発表した⁴⁸。その中では、70万冊以上を提供することとなり、世界最大の電子書店を名乗っている（当時）。これらには、Google Booksが（7月時点で）提供していた50万冊の公有財産の書籍も対象となっており⁴⁹、B&N Storeを通じてアクセスでき、無料でダウンロードすることも可能である。なお、現時点では合計100万冊以上を提供しているとしている。

<電子書籍リーダーに係る連携とNook>

上記電子書籍ストア発表時においては、Barnes and Nobleは、独自のリーダーを有していなかったが、その後、相次いでリーダーを開発するベンチャー企業との連携を発表するとともに、独自のリーダーの発表を行っている。

具体的には、2009年7月20日のストアの再開の発表時において、併せて、電子書籍リーダーの開発を行っているPlastic Logic社との独占販売に係る提携を締結することを発表、また、2009年8月24日、Irex Technology社（オランダのリーダー製造企業）との提携を発表した⁵⁰。

さらに、Barnes and Nobleは、2009年10月20日、自社ブランドのリーダーであるNookを発表した（発売開始は11月末）⁵¹。これは、業界最先端クラスと

⁴³ <http://japan.internet.com/ecnews/20010123/12.html?rcmd>

⁴⁴ http://news.cnet.com/2100-1017_3-5073796.html

⁴⁵ <http://online.wsj.com/article/SB123629155930544733.html>

http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_march_5_fictionwise.html

<http://blog.proud-geek.com/2009/03/06/barnes-and-noble-acquires-ereadercom-and-fictionwise/>

⁴⁶ <http://japan.internet.com/ecnews/20090331/12.html>

<http://online.wsj.com/article/SB123793101397630541.html>

http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_march_24_fictionwise_blackberry.html

⁴⁷ http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_june_29_bookstore_app.html

なお、9月には、100万以上のAppsがダウンロードされたと発表している。

http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_sept_17_wi-fi.html

⁴⁸ <http://www.nytimes.com/2009/07/21/technology/internet/21book.html>

<http://online.wsj.com/article/SB124812243356966275.html>

http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_july_20_ebookstore.html

⁴⁹ <http://booksearch.blogspot.com/2009/07/helping-more-people-discover-books.html>

⁵⁰ http://www.readwriteweb.com/archives/barnes_noble_partners_with irex.php

⁵¹ http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_oct_20_nook.html

<http://www.informationweek.com/news/hardware/handheld/showArticle.jhtml?articleID=220700484>

<http://online.wsj.com/public/article/SB10001424052748704597704574485782348711994.html>

され、具体的には、OSはAndroidベース、カラーのタッチスクリーン、クラス最高のE-Inkディスプレイ、迅速な接続性(AT&Tの3Gワイヤレスアクセス)、Barnes & Noble書店内でのWi-Fiアクセス、友人にデジタルに本を貸すシステム、が挙げられる⁵²。

(2) 電子書籍のフォーマットを巡る各社の戦略

① 業界標準と全体の動向

<電子書籍の業界標準(EPUBフォーマット)>

これらの電子書籍に関するフォーマットの標準としては、一般的には、EPUBが国際的な業界標準であるとされている。このEPUBは、電子書籍の国際的標準化・業界組織であるInternational Digital Publishing Forum (IDPF)が構築した標準⁵³であり、一種のXMLフォーマットである(拡張子「.epub」で示される)⁵⁴。

IDPFのメンバーは、120以上の企業や組織からなり⁵⁵、各国の出版社に加え、Adobe、Amazon、Mobipocket、Sony、B&Nなども含まれる。EPUBフォーマットは、出版の主な業界団体から認められており、業界団体のメンバーである出版社はこの標準を用いて電子書籍を出版しているとされる⁵⁶。

なお、EPUBフォーマットの電子書籍は、(EPUB対応の)電子書籍リーダーをもたないユーザーであっても、Stanza⁵⁷などのEPUBリーダーソフトウェア⁵⁸をインストールすれば、EPUBバージョンの書籍を読むことができる⁵⁹⁶⁰。

<http://www.nytimes.com/2009/10/21/technology/21nook.html>

⁵² http://www.barnesandnobleinc.com/press_releases/2009_oct_20_nook.html

<http://www.barnesandnoble.com/nook/index.asp?bnit=H>

⁵³ <http://www.openebook.org/>

具体的には、Open Publication Structure (OPS、2007年9月11日設定)、Open Packaging Format (OPF、2007年9月11日設定)、およびOpen Container Format (OCF、2006年9月11日設定)の3つの標準からなる。なお、OPSについては、1999年に構築されたOpen eBook Publication Structure (OEB)が、その前身となっている。

⁵⁴ なお、EPUBの標準の維持管理について、IDPFは、2009年8月17日、今後同じくデジタルメディアの標準を扱うDAISY (Digital Accessible Information System) Consortiumと連携して行うことを発表している。<http://www.idpf.org/pressroom/pressreleases/EPUBMaintWGLaunch.htm>

⁵⁵ <http://www.openebook.org/membership/currentmembers.asp>

⁵⁶ http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/41343.html

⁵⁷ <http://www.lexcycle.com/stanza>

⁵⁸ <http://www.jedisaber.com/ebooks/Readers.asp>

⁵⁹ http://www.readwriteweb.com/archives/google_opens_up_its_epub_archive_download_1_million_books_for_free.php

⁶⁰ また、出版の観点からは、2009年4月8日、Adobe Systemsは、Stanzaを提供している企業等と連携して、オープンな電子書籍出版システム「Open Publication Distribution System (OPDS)」に取り組んでいることを発表している <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/09/news061.html>

<フォーマットを巡る各社の戦略>

しかしながら、本標準を採用するか否かは、各社の戦略に依る。電子書籍市場の先行者である Amazon.com は、ストアで販売する書籍とリーダーで読む書籍を独自のフォーマット（AZW）に閉じた囲い込みの戦略を採用しており、一部には批判を受けている。

一方、従来は独自のフォーマット（BBEB）を採用していた Sony は、近年この EPUB フォーマットに移行しつつあり、また、Google においても、PDF に加え、EPUB を採用しつつある。また、Barnes & Noble においては、買収した企業が利用していたフォーマットで提供しているが、リーダーにおいては EPUB にも対応できるようにしている。

各主要ストア・リーダーのフォーマット⁶¹

ストア等		端末メーカー	
企業	フォーマット	端末企業	フォーマット
Amazon	AZW, (AZW1)	Amazon Kindle ⁶²	AZW, AZW1, MOBI, PRC, TXT
Mobipocket	Mobi, PRC		
B&N	PDB	B&N (Nook) ⁶³	EPUB, PDF, PRC, PDB
Fictionwise	各種	IREX (DR800SG) ⁶⁴	PDF, PRC, TXT
Ereader.com	PDB, PRC	Plastic Logic (QUE) ⁶⁵	EPUB, PDF, PDB, PRC, Word 等
Sony	EPUB, (BBEB)	Sony Reader ⁶⁶	EPUB, PDF, BBEB, Word, TXT
Google	EPUB, PDF	Interead (Cool-er) ⁶⁷	EPUB, PDF, PRC, TXT
		Spring Design (Alex)	(不明)

② Amazon におけるフォーマット・相互運用性を巡る動き

AmazonのKindle Storeでは、電子書籍は、原則独自のフォーマットである AZW⁶⁸で提供されている。このAZWは、同社が2005年に買収したMobipocketが提供するファイルのフォーマット（.MOBI）⁶⁹にひねりを加えたものである⁷⁰。この

⁶¹ 出典：各種資料より作成。

⁶² http://www.amazon.com/gp/help/customer/display.html/ref=help_search_1-3?ie=UTF8&nodeId=200375640&qid=1255918622&sr=1-3#recognize

⁶³ <http://www.barnesandnoble.com/nook/features/techspecs/>

⁶⁴ <http://www.irextechnologies.com/products>

⁶⁵ <http://www.plasticlogic.com/ereader/document-formats.php>

⁶⁶ <http://www.sonystyle.com/webapp/wcs/stores/servlet/ProductDisplay?catalogId=10551&storeId=10151&langId=-1&productId=8198552921665921180#specifications>

⁶⁷ <http://www.coolerbooks.com/downloads/user-manual.pdf>

⁶⁸ AZW は、Kindle を使用したワイヤレスダウンロードサービス名、Amazon Whispernet の略だといわれている。http://blogs.oreilly.com/cgi-bin/mt/mt-search.cgi?blog_id=40&tag=azw&limit=20 なお、以前は AZW1 もあった。

⁶⁹ MOBIファイルは、2005年にAmazonが買収したMobipocket社が提供しているファイルである。同フォーマットは、もともとはIDPFのOpen eBook仕様（OEB）を踏まえたものとされる。なお、同社が提供するソフトウェアを導入することにより、MOBI及びPRCのフォーマットをWindows

AZWフォーマットで読むことができる機器は、原則Kindle（リーダー）のみだけであり、したがって、AmazonのKindle Bookstoreで購入した書籍を読むためには、Kindle（リーダー）を購入する必要がある。なお、Kindleのサポートする書籍フォーマットは、現時点で、AZW、TXT、MOBI、PRC⁷¹のみである⁷²。ただし、最近、スマートフォンやPCでも読めるようなソフトの提供を開始している。

- ・ 2009年3月、Amazon.comは、現在Kindle向けに販売している電子書籍について、Apple社のiPhoneやiPod Touchでも購入できるようなアプリケーション（Kindle for iPhone）を無料で配布することを発表している⁷³。なお、これのようにiPhoneで読めるようにすることによって、Kindleリーダーの売上が減るのではないかとの指摘もあった⁷⁴。
- ・ また、従来は、PCでも読むことはできなかったが、2009年10月22日、Windows7の発表と併せて、Kindleを通じて購入した書籍をPCで読むことのできるKindle for PCを発表した⁷⁵。

このようにKindleストアで販売される書籍は原則Kindleリーダーでしか読めないというクローズドなビジネスモデルは、業界リーダー（先行者）としての、ストア及びリーダーの販売拡大戦略であると考えられる。しかしながら、一方で、そのようなクローズドな設計や個人使用のための転送の扱いなどについては、批判も多い⁷⁶。このような中、最近では、以前にiTunes-iPodの閉鎖性について指摘をしていたノルウェーのグループが、本件についても問題視をし始めている⁷⁷

Mobile、Blackberry、Palm OS、Symbianなど各種のPDA／スマートフォンで読むことができる。

<http://ebooks.dreamwidth.org/4408.html>

⁷⁰ <http://www.mobipocket.com/en/DownloadSoft/Default.asp?Language=EN>

⁷¹ PRC(Palm Pilot Resource File)は、もともとPalm向け文書のフォーマット。

⁷² <http://www.amazon.com/gp/help/customer/display.html?nodeId=200140600>

なお、したがって、Portable Document Format (PDF)についても、原則Kindle(リーダー)では読めない。なお、Amazonは、以前より、実験的にPDFファイルをAZWフォーマットに変換するサービスの提供を開始している(ただし、すべてのPDFが正しく変換されるとは限らないとの但し書き付き)。これは個人のファイルのみを対象とし、変換したいファイルを、個々のKindleリーダーに関連づけられたメールアドレス"[name](mailto:name@free.kindle.com)"@free.kindle.comに送ると、変換されたファイルが、Amazon.comのログインアカウントに関連づけられたメールアドレスに送られるというサービス。

<http://www.amazon.com/dp/B00154JDAI>

⁷³ http://www.nytimes.com/2009/03/04/technology/04kindle.html?_r=3

⁷⁴ <http://jp.techcrunch.com/archives/20090511kindle-iphone-app-draws-closer-to-cutting-out-the-kindle-middle-man/>

⁷⁵ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/23/news020.html>

<http://www.informationweek.com/news/hardware/desktop/showArticle.jhtml?articleID=220900253>

なお、Kindleストアで購入したファイルは、Kindleで直接受け取ることも、コンピュータにダウンロードすることも可能で、ダウンロードした場合は、USB接続でKindleに移動する。ただし、Kindleの登録がないと、サンプルでもコンピュータへダウンロードできない。

⁷⁶ <http://blogs.zdnet.com/perlow/?p=9441>

<http://www.businessinsider.com/2008/7/bad-news-for-the-kindle-iphone-3g-apps-aapl-amzn->

<http://www.amazon.com/gp/help/customer/display.html?ie=UTF8&nodeId=200144530>

③ Sony と Google におけるフォーマット戦略（標準採用によるオープン化）

Sonyにおいても、従来は、独自のフォーマットを推進していた。具体的には、同社は、これまで、同社が日本において開発を行い、他社へのライセンスに努めていたBBeB（Broad Band e-Book）フォーマット⁷⁸を推進しており、同社のE-Book Storeでは、このBBeBフォーマットで提供するとともに、同社のリーダーでも読めるようにしていた。

しかしながら、Sonyは、2009年8月13日、2009年内に同社のeBook Storeを、業界標準のEPUBフォーマットに完全移行すると発表した（ただし、DRM（デジタル著作権管理）を併用した形式）⁷⁹。これにより、Sonyの電子書籍ストアから購入した書籍は、Sony Reader 以外のリーダーで読むことが可能になる。なお、具体的には、eBook Library Software⁸⁰をインストールすることにより、同ソフトウェア上で、同ストアから購入し、PC上でも書籍を読むことも可能となる⁸¹。

なお、Sony Reader では、現在、EPUB、BBeB、PDF、Word、TXT に対応している。このうち、EPUB フォーマットへの対応は2008年7月24日に、リーダーとしては業界初として発表されている⁸²。

また、Googleにおいても、直接ユーザーに対しては、これまでPDFバージョンで電子書籍を提供してきたが、2009年8月26日、PDFバージョンに加え、公有財産となっている100万冊以上の書籍をEPUBフォーマット（DRMなし）でダウンロードできるようにするとブログ上で発表している⁸³。

<http://www.charged.mobi/2008/11/kindle-why-so-expensive/>
http://forums.cnet.com/5208-10152_102-0.html?threadID=332205
<http://blogs.zdnet.com/community/?p=114>

⁷⁷ <http://arstechnica.com/tech-policy/news/2009/10/norway-consumer-groups-sets-sights-on-kindle-e-book-tie-in.ars>

⁷⁸ BBeB フォーマットは、2003年11月に、Sonyが開発した規格（フォーマット）であり、BBeB Book フォーマットと BBeB Dictionary フォーマットからなる。Book フォーマットでは、中間ファイルフォーマットとしてXMLを採用している。同社は、2004年4月より、本規格をオープンな電子書籍規格として、出版界やハードウェア企業、ネットワークサービス企業などの企業向けに、ライセンス活動を開始している。（2004年3月時点で賛同している企業は、岩波書店、三省堂、カシオ、キヤノン、大日本印刷、凸版印刷など20社。）

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/News/Press/200403/04-0324A/>

⁷⁹ http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/41343.html

⁸⁰ <http://ebookstore.sony.com/download/>

⁸¹ なお、BBeB においても、同様に PC 上で読める点が、Amazon の場合とは異なる。

⁸² http://news.sel.sony.com/en/press_room/consumer/computer_peripheral/e_book/release/36245.html

⁸³ 同社は、電子書籍リーダーの利用者にとっては、テキストベースで小さな画面に自動的に収まる EPUB ファイルの利用が便利であるとしている

<http://booksearch.blogspot.com/2009/08/download-over-million-public-domain.html>

なお、Google は、2009年2月5日、PDFバージョンにおいても、iPhone や Android phone などのスマートフォンで読めるようにするとブログ上で発表している。このモバイルバージョンの Google Book Search は小さな画面でも読みやすいように最適化されている。

<http://booksearch.blogspot.com/2009/02/15-million-books-in-your-pocket.html>

④ Barnes & Noble のフォーマット採択の動向

現在、Barnes & NobleのeBooksストアのフォーマットは、同社が買収した Fictionwise傘下のEreader.comが利用していたフォーマットのの一つであるPDB（拡張子は.pdb）⁸⁴であり、Barnes & Noble eReaderをインストールすることによって、iPhone、BlackBerry、PC、Macでも読むことが可能となっている⁸⁵。

一方、同社の最近販売を発表した電子書籍リーダーNookや同社の連携する電子書籍リーダーにおいては、PDB（やPRC）フォーマットだけではなく、EPUBやPDFなどの業界標準的なフォーマットも読めるようになっている。

（3）電子書籍リーダー（ハードメーカー）などを巡る動き

<電子書籍リーダーへのベンチャー企業等の参入>

このように、米国における電子書籍市場への関心が高まり、かつ、一部において国際標準へ収斂が徐々に進みつつある中、上述のとおり、電子書籍ストア各社自身に加えて、それらと提携する企業も含めて、多くのベンチャーのメーカーが電子書籍リーダービジネスに参入してきている。

主な電子書籍リーダーの比較（最新版）⁸⁶

	端末メーカー	機種	特徴	販売（価格）
Amazon	Amazon	Kindle2	ワイヤレス	2009年2月(\$259)
		Kindle DX	大型パネル、ワイヤレス	2009年5月(\$489)
Sony	Sony (Sony Reader)	Pocket Edition	小型	2009年8月(\$199)
		Touch Edition	タッチパネル	2009年8月(\$299)
		Daily Edition	タッチパネル、ワイヤレス	2009年12月(\$399)
B&N	B&N	Nook	カラーパネル、ワイヤレス	2009年11月(\$259)
	IREX	DR800SG	ワイヤレス	2009年中(\$399)
	Plastic Logic	QUE	薄型、タッチ、ワイヤレス	2010年初
その他 (未定含)	Interead	Cool-er	小型	2009年5月(\$249)
	Spring Design	Alex	カラーパネル	(未定)

⁸⁴ PDB(Palm Pilot Data Base)は、PRC同様、もともと Palm 向けのフォーマット。

なお、Ereader社は、PDBとPRCを利用している。<http://www.ereader.com/ereader/about.htm>

⁸⁵ <http://www.barnesandnoble.com/ebooks/help-faqs.asp?cids2Pid=28843&linkid=1432176#ereader>

同 eReader も、pdb (eReader format および Palm Doc format) 及び .prc をサポート。

⁸⁶ 出典: 各種資料より作成。

<http://jp.techcrunch.com/archives/20091020chart-how-the-nook-stacks-up-in-the-ereader-race/>

ベンチャー企業の動きとしては、以下の通り（このうち、Irex社とPlastic Logic社はB&Nと連携をしている）。なお、これに以外にも、Samsung⁸⁷やAsus⁸⁸などの海外の大手メーカーの参入の動きも報道されている⁸⁹。

- ・ Irex社は、SonyのLIBRieの開発を行っていたPhilipsから2005年にスピンオフした企業であり、2009年9月23日の発表によると、同リーダーは、2009年10月に販売予定としている⁹⁰。
- ・ Plastic Logic社⁹¹は、英米独に拠点を置くベンチャー企業であり、同社の開発するReaderは、厚さが薄く、Sony Readerと同じくタッチパネルで、アナリストたちから高い期待が寄せられていた⁹²。同社は、2009年10月19日、その電子書籍リーダーQUEを発表している⁹³（詳細は2010年1月発表予定）。
- ・ Interead社は、薄型軽量の電子書籍リーダー「COOL-ER」を提供する英国企業であり、米国でも2009年5月に販売を開始している⁹⁴。同社は、COOL-ER向け電子書籍を販売するストアCOOLERBOOKS.comも運営している。
- ・ Spring Design社（2006年創業）は、2009年10月19日、電子インクとカラー液晶のデュアルディスプレイの端末Alexを発表した⁹⁵。現在、コンテンツ企業との提携を進めており、本年末までには販売をしたいとのこと⁹⁶。

一方、このような中、AppleのCEOのSteve Jobsは、2009年9月、電子書籍リーダーのような専用端末よりは、iPhone、iPod Touchなどの汎用端末の方が勝利すると思うとコメントしている⁹⁷。

⁸⁷ Samsungは、2009年1月に小型の電子書籍リーダーPapyrusを発表しており、6月には、韓国内で、その後、米国、英国で販売する予定と報じられている。

http://news.cnet.com/8301-17938_105-10203982-1.html

<http://www.pocket-lint.com/news/23153/samsung-papyrus-touchscreen-ebook-debuts>

⁸⁸ 2009年9月、AsusがE-readerへの参入を計画していると報道されている。同報道によると、二つの画面を有するタッチスクリーン型であり、150ドルから販売されるとしている。

http://www.readwriteweb.com/archives/asus_plans_to_enter_the_ebook_market_with_cheap_du.php

⁸⁹ なお、日本向けでは、2009年3月、富士通フロンテック社は、カラー電子ペーパーを搭載した携帯情報端末FLEPiaの販売を日本向けに開始している。価格は約10万円。

<http://pc.watch.impress.co.jp/docs/2009/0318/fujitsuf.htm>

⁹⁰ http://www.irextechnologies.com/files/IREX_DR800_launch_release.pdf

⁹¹ <http://www.plasticlogic.com/about/index.php>

⁹² <http://www.wired.com/gadgetlab/2009/02/a-reader-the-ki/>

<http://www.engadget.com/2009/07/20/barnes-and-noble-becomes-the-exclusive-ebookstore-provider-for-p/>

⁹³ <http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0910/20/news028.html>

http://news.cnet.com/8301-13860_3-10376178-56.html

<http://www.informationweek.com/news/hardware/handheld/showArticle.jhtml?articleID=220700184>

⁹⁴ <http://www.coolreaders.com/default.asp>

⁹⁵ http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20091020_322918.html

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/20/news023.html>

<http://www.informationweek.com/news/hardware/handheld/showArticle.jhtml?articleID=220700184>

⁹⁶ なお、同社は、2009年11月3日、B&N社に対して、同社のNookにおいて技術を違法に盗用されたとして、訴えを起している。<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0911/05/news012.html>

⁹⁷ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/22/news001.html>

<台湾に集中する電子リーダーの製造企業>

一方、これらの電子書籍リーダーの製造元は、ほぼ台湾に集中しており、韓国、日本の競合会社に対してアドバンテージを保っているとしている（2009年10月16日付けWSJ）⁹⁸。同報道によると台湾企業のPrime View、AU Optonics、Delta Electronicsが電子ペーパー（e-Paper）の鍵となる技術を抑えており、特にPrime Viewは、Amazon、Sonyの両方に部材を供給し、市場シェアの90%を抑えているとしている。

また、このうちPrime View International社（AmazonのKindleも受託生産）は、2009年6月1日、そのスクリーン（パネル）を製造しているE-ink社（米国マサチューセッツ州）を215百万ドルで買収することを発表している⁹⁹。

<電子書籍の印刷サービス>

なお、このような電子書籍が発展するにつれ、ダウンロードした（絶版書などの）電子書籍を印刷するサービスも提供されはじめています。具体的には、Googleは、2009年9月、オンデマンドの印刷サービスであるGoogle Print out¹⁰⁰を発表しており、また、HPは、2009年10月21日、絶版書のオンデマンド印刷サービス「HP BookPrep」を発表している¹⁰¹。

（参考）大学の授業での電子書籍利用の動き

一般的に、大学で使用される教科書は専門的であるため、価格が高く、このため、安価な電子書籍を利用しようとする動きが報道されている¹⁰²。このような中、例えば、Harvard University Pressは、2009年7月、1000の書籍の販売を開始している¹⁰³。また、更には各大学においては、大学が学生に対して、電子書籍リーダーを配布している事例が報道されている（Sony Reeder; Northwest Missouri州立大学、Amazon Kindle DX: Princeton大学、Virginia大学など）¹⁰⁴。しかしながら、葉をはさむ、マーカーで線を引く、付箋を貼るなどができないため、やはり使いにくいとの報道もなされている¹⁰⁵。

⁹⁸ <http://online.wsj.com/public/article/SB10001424052748704107204574474364163205796.html>

⁹⁹ http://www.businesswire.com/portal/site/home/permalink/?ndmViewId=news_view&newsId=20090601005656&newsLang=en、<http://online.wsj.com/article/SB124387146323172505.html>

なお、同社は、2009年9月30日、買収額をさらに引き上げることを発表している。

http://www.eink.com/press/releases/pvi_eink_press_rel_sept09.html

http://www.boston.com/business/technology/articles/2009/10/01/taiwanese_company_increases_its_offer_to_buy_e_ink_corp/

¹⁰⁰ <http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20400225,00.htm>

<http://www.nytimes.com/aponline/2009/09/17/technology/AP-US-TEC-Google-Book-Publishing.html>

¹⁰¹ <http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0910/22/news032.html>

¹⁰² http://www.businessweek.com/bschools/content/nov2008/bs2008114_317122.htm

¹⁰³ <http://zen.seesaa.net/article/123787345.html>

¹⁰⁴ <http://online.wsj.com/article/SB10001424052970203577304574277041750084938.html>

¹⁰⁵ <http://japanese.engadget.com/2009/09/29/kindle/>

4. グーグル・ブックを巡る動向

前述の通り、電子書籍市場においては、Amazon.comが優位に立っているが、一方、Googleが従来から多くの書籍のデジタル化に取り組んでおり、今後の帰趨によっては、電子書籍の産業構造に大きな影響を与えることが想定される。

(1) Google Books とその経緯

① Google Books とは

そもそものGoogle社の創業のきっかけは、書籍のデジタル化・検索可能化にあったとしている。同社のホームページによると、Googleの共同創業者であるSergey Brin氏とLarry Page氏は、同社創業の2年前の1996年に、スタンフォード大学でStanford Digital Library Projectに従事しており、そこでの経験により、将来には全ての文書が検索できるような世界になると考えたことが、同社の創業のきっかけとなったとしている¹⁰⁶。また、同社の使命（ミッション）として、「世界中の情報を整理し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにすること」をあげているが¹⁰⁷、そのような意味で、当然、過去の知的資産である書籍に含まれる情報は、整理されるべき主要な情報として位置づけられる。

このような中、同社においては、創業後、かなり早い時期から、書籍のデジタル化の作業を進めている。具体的には、2002年に、同社内部に小グループを設置し、書籍のデジタル化するためにスキャニングする機械の調査と開発を開始し¹⁰⁸、その後、そのスキャニング機械を活用して、大学の図書館等と連携して、それらが保有する公有の書籍等をデジタル化するLibrary Projectと、出版業界と連携するBooks Partner Programを開始している。

- ・ 2004年12月、Googleは、正式に、“Google Print” Library Projectとして、5つの大学等¹⁰⁹とパートナーシップのもとで、1500万冊以上のデジタル化を進めるプロジェクトを開始した。その後翌年には、欧州8ヶ国においてもパートナーシップの受付を開始、また、米国議会図書館（LOC）にも寄付を行い、連携を開始している¹¹⁰。（その後、2005年に、Google Booksと名称を変更。）
- ・ 2006年には、出版業界と連携して行う、Books Partner Programを立ち上げ、PDFでダウンロードできるようにした。

¹⁰⁶ <http://books.google.com/intl/en/googlebooks/history.html>

¹⁰⁷ <http://www.google.co.jp/corporate/>

¹⁰⁸ その際、米国各地の図書館で行われている書籍のデジタル化プロジェクトの調査を行い、そのような中、ある大学から、同大学の有する全書籍（700万冊）のスキャニングには、1000年要するとの説明に対し、Google側は、同社ならば6年でできると答えたとしている。

¹⁰⁹ Harvard, University of Michigan, New York Public Library, Oxford, Stanford. なお、最初のパートナーシップは、2004年にオックスフォード大学（英国）（19世紀の公有の書籍を3年間でデジタル化）。

¹¹⁰ <http://googleblog.blogspot.com/2005/11/judging-book-search-by-its-cover.html>

これらの書籍に係るデータベースから、書籍内容のテキストベースでの検索を可能にしたのが Google Books であり、2006 年から開始している。この Google Books サービスでは、これらのうち、公有書籍については全体を閲覧でき、絶版のもの（著作権が不明なもの）については断片のみを表示した。また、Partner Program による出版物については、著作権を明確化して利用可能とし、ユーザーがサイトで閲覧した書籍を実際に購入できるようにした¹¹¹。一方、Google 自身は、これらのデータベースからユーザーが検索した内容に見合った広告を提示し、通常の検索と同様の方法で収入を得た¹¹²。

Google は、その後、書籍のデジタル化に関し、多数の図書館や出版社と提携関係を結んでおり¹¹³、2007 年末時点で、1 万以上の出版社、100 カ国以上の著作者。図書館プロジェクトは、28 団体となっている。また、そのデータベースは成長を続け、収納数は 2007 年の 100 万冊から 2008 年 10 月時点には 700 万冊に上った¹¹⁴。その著作権に係る分類は以下の通り。（現時点では、合計 1000 万冊、うち著作権切れのもの（公有書籍）が 200 万冊、著作権はあるものの絶版のもの・著作権が不明なものが 600 万冊、出版中のものが 200 万冊と報道されている¹¹⁵。）

Google Book の分類¹¹⁶（2008 年 10 月時点）

分類		書籍データの入手方法	件数	検索表示
著作権切れのもの		Library Project (28 団体と連携)	100 万冊	全文閲覧可能
著作権有	絶版		500 万冊	断片表示のみ※
	出版中	Partner Program (出版社 1 万以上、著作者 100 カ国以上)	100 万冊	全文閲覧可能 (要出版社合意)

※この絶版中のものが、これまで断片表示だったものが、下記で示す和解契約によって、これらの書物が全文閲覧できるようになり、個人による購入または組織による購読が可能になる。

② 訴訟と和解案

Google Books については、書籍データへの進んだアクセスを可能にするものとして高い評価を受け一方で、出版社や著作者からは著作権侵害の可能性があるとして、特に絶版中のもの（上記表の※部分）の扱いにつき、批判を受けた。

- ・ 出版社や著作者は、絶版であるにせよ、著作権があるのに Google は広告等によって、ただで収益を上げているのは不相当と主張¹¹⁷。

¹¹¹ <http://www.nytimes.com/2006/05/14/magazine/14publishing.html>

¹¹² http://news.cnet.com/Publishers-sue-Google-over-book-search-project/2100-1030_3-5902115.html

¹¹³ <http://books.google.com/intl/en/googlebooks/history.html>

¹¹⁴ <http://googleblog.blogspot.com/2008/10/new-chapter-for-google-book-search.html>

¹¹⁵ <http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20399856,00.htm>

¹¹⁶ 出典：下記資料等より筆者作成。（分類と書籍データの入手方法、件数の関係は必ずしも厳密でない。）
http://www.pcworld.com/businesscenter/article/153085/in_google_book_settlement_business_trumps_ideals.html

- ・ これに対し、Google は、そもそも収益の大半は Partner プログラムによるものであり、また、絶版中のものに係る断片表示に関しては、米国著作権法の Fair Use に相当し、書評においても、抜粋が許されていると反論¹¹⁸。

このような議論の中、2005年8月、Google は2ヶ月間作業を中止し、著作権所有者たちに著作権で保護された書物（絶版中のもの等）を対象からはずす機会を与えた¹¹⁹が、その間、2005年9月20日、Authors Guild は、Google に対して著作権侵害の集団訴訟を起こし、また、2005年10月19日には米国出版社協会（Association of American Publishers (AAP)）のメンバー5社も Google に対して同様の訴訟を起こした¹²⁰。

本著作権侵害訴訟については、3年後の2008年10月28日、Google は Authors Guild および AAP と和解した。この和解案の内容は、（著作権者の指示に従いつつも）原則として、Google は（絶版中のものを含め）著作権のあるものについて、商用利用を行う権利を得るという内容が含まれている。

和解案の概要¹²¹

- ・ Google は、著作権が有効な書籍等について、スキャンしたデータベースを保持することが許可される。
 - このうち、絶版の書籍および刊行中の書籍のうち著作権所有者が許可したものについて、Google は、さらに、書籍へのアクセス権、データベースの購読権の販売、広告掲載、書籍の商用利用が許可される。
 - ただし、著作権所有者は、Google の書籍使用についていつでも指示を変更することができる。
- ・ 本和解に伴い、非営利の Book Rights Registry という組織が設立される。
 - Google は、今後、書籍の使用から得た利益の63%を、この Registry を通じて、著作権所有者に支払う。
 - また、Google は、この Registry に対して、Registry の組織設立と当初の運営費用等として、34.5百万ドル、また、2009年5月現在で許可を得ずにスキャンした書籍の著作権所有者に対する費用として、45百万ドルを支払う。（その他含め、120百万ドル¹²²）

この和解案は、本訴訟が民事訴訟手続きの一つであるクラスアクション¹²³（Federal Rule of Civil Procedure, Rule 23¹²⁴）としてなされているため、和解案

¹¹⁷ <http://www.nytimes.com/2006/05/14/magazine/14publishing.html>

¹¹⁸ http://news.cnet.com/Publishers-sue-Google-over-book-search-project/2100-1030_3-5902115.html

¹¹⁹ http://english.peopledaily.com.cn/200508/15/eng20050815_202595.html

¹²⁰ http://www.google.com/intl/en/press/pressrel/20081027_booksearchagreement.html

¹²¹ http://www.googlebooksettlement.com/r/view_summary_notice

¹²² http://www.google.com/intl/en/press/pressrel/20081027_booksearchagreement.html

¹²³ クラスアクションとは、複数名がより多数（クラス：業界全体等）を代表して起こす訴訟である。書証手続きを進めるには、裁判所がクラスアクションを承認する必要がある、承認されるとクラスのメンバーに通知される。通知されたメンバーは訴訟手続きからはずれることも可能で、自らはずれることを選択したメンバー

が裁判所で最終的に承認されると、原則全ての対象者（クラス）に適用され、それ以前に、和解不参加手続きをしなければ、本和解に同意したものとみなされる。

和解の不参加手続きの期限（あるいは異議申し立て）は、当初2009年5月5日であったが、その後、DOJの動き等（下記参照）もあり、2009年9月4日まで延長されている¹²⁵（実際には、9月8日）。

⑤ Googleの主張と戦略

<Googleの主張>

本和解に関して、Googleは以下の点をあげて、この和解契約が、著作者、出版社、およびエンドユーザーに多大な利益を与えるものだと主張している¹²⁶。

和解契約のメリット（Googleの主張）

- **絶版書へのアクセス** - 希書および絶版書を含む数百万冊の著作権保護された書物が、米国内ユーザーによりオンラインで検索し閲覧可能になり、身近になる。
- **著作権保護された書籍の購入手段を追加** - 著作権保護された書物へのオンラインでの購入により、出版社や著作者を助け、さらに書籍の電子化市場を拡大する
- **書籍の組織向け購読** - 世界的に名高い図書館の所蔵物への、米国内大学および他の組織からのオンラインでの購読が提供される
- **米国図書館からの無料アクセス** - 米国公共図書館および大学の図書館での、絶版書の全文閲覧を無料で提供される
- **著作者および出版社への報酬および関連出版物へのアクセスの管理** - Book Rights Registryへの参加を著作者に促す奨励金が提供される

この和解案に対しては、当然AAPのメンバー¹²⁷やAuthors Guildなどや、Googleと連携を行っている多くの大学・図書館なども賛成の意を示しているほか¹²⁸、特にオンラインで書籍へのアクセスを容易にするとの観点から、学生団体、障害者団体、市民権団体などが賛成の意を示している点が特徴的である¹²⁹。

は判決にも拘束されない。クラスアクションは裁判所の許可なしでは却下または示談にされることはなく、また、された場合はクラスのメンバーに通知される。

<http://www.answers.com/topic/class-action>

<http://www.techlawjournal.com/glossary/legal/classaction.htm>

¹²⁴ <http://www.law.cornell.edu/rules/frcp/Rule23.htm>

¹²⁵ <http://www.googlebooksettlement.com/help/bin/answer.py?answer=118704&hl=en#q0>

¹²⁶ http://www.google.com/intl/en/press/pressrel/20081027_booksearchagreement.html

¹²⁷ AAP:「我々は、この和解が、急速に進む電子化世界の中で著作権保護物の使用について革新的な枠組みを作ったとみている。この和解は、読者に対しては希書の宝庫へのアクセスを容易にし、出版界に対しては、著作権所有者に管理と選択を可能にするという、魅力的な商用モデルを確立した。」

<https://sites.google.com/a/pressatgoogle.com/googlebookssettlement/what-people-are-saying-2/settlement-hailed-by-publishers-and-authors-1>

¹²⁸ 具体的には、以下のGoogleの頁等を参照。

<https://sites.google.com/a/pressatgoogle.com/googlebookssettlement/what-people-are-saying-2>

¹²⁹ <https://sites.google.com/a/pressatgoogle.com/googlebookssettlement/what-people-are-saying-2/settlement-provides-greater-access-to-books-for-all-americans>

<Google にとっての位置づけと戦略>

また、Google から見た場合、単に、費用のかさむ訴訟を避けられたという受身の動きではなく、むしろ他社の電子書籍市場への追従を阻止する戦略的な動きだという見方もある。具体的には、概ね、以下のような見方がなされている¹³⁰。

- ・ 一般的に裁判所は fair use に有利な判決を出す傾向にあることを踏まえると、Google が fair use を主張し続け、判決で fair use の範囲の明確化を求めること可能であった（したがって判決による明確化を期待していた人も少なくない）。
- ・ しかしながら、Google は、和解によって極めて高い手数料を支払うこととなる一方で、この和解によって、検索企業としての中心的な地位を固め、さらに他社の追従を排斥することに成功した。（ただし、Google は既に多額の先行投資を行っており、ビジネスとしては見合うかは不透明。）

(2) 和解案に対する批判の動き

一方、和解案については、著作権者に限らず、各界から批判が少なくない。特に、本件については、クラスアクションの対象として、海外の著作権者も全て対象になっており¹³¹、その結果、波紋は海外まで広がっていることが特徴である。

① 異議申立等に係る全体の動向

本和解に係る裁判所に対する異議申し立ての提出は、2009年9月8日に締め切られたが、Association of Research Libraries 等が2009年9月29日にまとめた資料によると、提出内容に係る全体の傾向は、以下の通りである。

裁判所への異議申立数とその分類¹³²

		賛成	留保	反対
クラス メンバー	国内	8	3	82
	海外	0		295
参考人 (Amicus)	国内	27	5	10
	海外	2		3

<主な賛成者・反対者とその理由>

¹³⁰以下の記事より、要約。例えば、Harvard 大学フェローの Wendy Seltzer 氏など。

http://www.pcworld.com/businesscenter/article/153085/in_google_book_settlement_business_trumps_ideals.html

¹³¹すなわち、和解は、原則、米国内での著作物の利用(米国の著作権保持者)が対象となるが、Berne 条約によって、当該条約に参加する海外国において著作権を持つ者であっても、米国内(の図書館等)に当該著作物がある限り、米国の著作権を自動的に持つことになるため、クラスアクションの対象として、実質上ほぼ世界中の全ての著作権が対象になる。

¹³² <http://www.arl.org/bm~doc/googlefilingcharts.pdf>

	主な賛成者		主な反対者+留保者	
ユーザーの観点	22	米国の大学等 障害者団体、学生団体、遠隔教育推進団体等 ¹³³	12	消費者団体（プライバシー関連等） ¹³⁴ 一部の米国大学等
権利者の観点	1		23	米国法務（知財）関係者 ¹³⁵ 米国の一部出版業界 米国5州政府等（検事総長） 欧州等の出版関連者 ドイツ連邦政府、フランス政府 など
競争上の観点	4	Sony, CCIA など	10	Amazon, Microsoft, Yahoo, Open Book Alliance, Internet Archive 米国連邦政府 など

全体の数で見た場合¹³⁶、米国国内では AAP や Authors Guild を通じて賛成している人がかなりいるためか、クラスメンバーにおいては、海外からの反対の申し立てが多く¹³⁷、一方、参考人においては、相対的に米国国内での反対が多い。具体的に論点別に見た場合の、賛成派、反対派の主張は以下の通り。

A. ユーザーの観点

ユーザーの観点からは、以前より Google と連携している大学・図書館等や、障害者団体などの多くが、Google の主張する通り、和解案はユーザーの利便に資するものとして、賛成している。一方で、プライバシーの観点から、反対する消費者団体が多く存在するのが特徴である。

このうち、プライバシーの問題は、他の Google の検索システムと同様、Google が広告ビジネスに利用するユーザーの履歴の保存に係る問題である。消費者団体等は、特に書籍の利用に係る履歴情報によって、当該ユーザーに係る思想情報などを含む人物像を描くことが可能となり、これが政府等によって悪用される可能性がある¹³⁸と指摘している。

¹³³ American Association of People with Disabilities (AAPD) , National Association for Equal Opportunity in Higher Education (NAFEO), National Association of Federally Impacted Schools (NAFIS), National Federation for the Blind, United States Distance Learning Association (USDLA) , United States Student Association (USSA) など。

¹³⁴ Privacy Authors and Publishers, Center for Democracy and Technology, Consumer Watchdog , Electronic Privacy Information Center (EPIC) など。

¹³⁵ American Law Institute , Uniform Law Commission , Washington Legal Foundation など

¹³⁶ 提出された絶対数では、反対が賛成を上回る。しかしながら、そもそも賛成者は申し立てをする必要は特段ないこと、また、同じ1つの申し立てでも、個人一人で提出する場合と、大きな団体がまとめて出す場合もあること、を踏まえると、賛否に係る絶対数の比較にはあまり意味がないものと考えられる。

¹³⁷ もちろん、クラスメンバーであっても、批判をして異議申し立てを行っている人も少なくない。

<http://www.nytimes.com/2009/08/19/technology/internet/19google.html>

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20398574,00.htm>

¹³⁸ 例えば、EEF の主張は、以下の通り。「Google のシステムはユーザーがどのような本を検索し、どのくらい読み、どのページにどのくらい時間をかけたかを監視することができる。さらに Google は他のサービ

これに対して、Googleは、Federal Trade Commissionからの要請を受ける形で、2009年9月3日、Google Bookに係るプライバシーポリシーを公開した¹³⁹。本プライバシーポリシーでは、ユーザーは電子索引で本を閲覧したりアクセスするためには、Googleアカウントを作成したり、登録したり必要もないとしている。しかしながら、これに対して、消費者団体側は、Googleは、まだ情報を全く保持しないという選択肢をユーザーに対して与えていない等¹⁴⁰として不満を示し、異議申し立ての提出に踏み切っている。

B. 権利者の観点

権利者の観点からは、米国国内では、当事者であるAAPやAuthors Guildなどは賛成であるのはもちろんであるが、専門的な出版事業者など当事者ではない出版社の一部は反対している。また、知的財産権の扱いなどの観点から弁護士団体の一部が、また、基金の配分の扱いの観点から5州の司法長官が反対している¹⁴¹。

一方、米国外では、特に欧州を中心に世界各国において、当事者ではなかった、各国の出版業界、著作者団体の多くが、反対の意向を示している。特に、これらの団体においては、国際的な法的・手続きの非整合性を大きな論点としていることが特徴的であり、また、このような団体の意向を踏まえて、ドイツ連邦政府、フランス政府も反対の意向を示している。なお、文化・語学的に米国と近い英国では比較的反対は少ないと言われる。

C. 競争上の観点

競争上の観点からは、当事者であるGoogleはもちろんのこと、Googleと連携しているSony、また、CCIA（Computer & Communication Industry Association）が賛成の意を示しているのに対し、GoogleのライバルとなるAmazon、Microsoft、Yahoo及びそれらが中心となって結成されたOpen Book Allianceが反対している。

スから得た情報とユーザーの読書傾向とを合わせて、巨大な人物調査書を作り上げることも可能となる。だが、その情報は法執行機関または民事訴訟当事者により探り出される危険にさらされる。」

<http://www.eff.org/press/archives/2009/09/08>

¹³⁹<http://www.eweek.com/c/a/Search-Engines/Google-Bows-to-FTC-Creates-Privacy-Policy-For-Google-Books-763554/>

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20399447,00.htm>

¹⁴⁰ 例えば、Consumer Watchdog 等。

<http://www.reuters.com/article/pressRelease/idUS159939+08-Sep-2009+PRN20090908>

¹⁴¹ コネチカット、ミズーリ、マサチューセッツ、ペンシルバニア、ワシントンの5州の司法長官。

これらの州法においては、未請求の基金は州の財務部に保管するとしているが、和解契約においては、Books Rights Registryは、著作権所有者が請求してこない基金を最大5年間保管したあと、Registryの運用で出た赤字を補填し、登録された著作権所有者に分配され、場合によっては慈善団体にも寄付されることとなっていることから、州法に違反していると主張。

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20400338,00.htm>

http://news.cnet.com/8301-30684_3-10356034-265.html

また、このような中、米国連邦政府（司法省反トラスト局）が反トラスト法の観点からも反対の意向を示したことが、その後の帰趨に大きな影響を与えている。

以下においては、上記のうち、B.の後半に相当する欧州における動向と、C.の競争上の観点からを中心に、米国における議論の動向について述べる。

② 欧州の動き（リーダーシップ確保に向けた著作権法見直しの動き

海外の中でも、欧州は、文化的に米国との関係が深く、実際に、Googleがこれまでスキャンした書籍約1000万冊のうち、200～400万冊が欧州のものであるとされる¹⁴²。このため、世界各国の中でも、欧州の反応は大きい。（なお、最近では、中国の著作権者が、反対の意向を示している¹⁴³。）¹⁴⁴

<欧州出版業界、著作者の反応>

2009年8月23日付けのNYTによると、米国でも展開しているような大手の欧州（特に英国系）の出版社¹⁴⁵は、賛成の意を示しているが、他の多くは批判的であると報道している¹⁴⁶。具体的には、英国は、比較的米国とのつながりが強いため、Googleへの直接的な批判は少ないものの、それでも批判的な出版社はおり、また、ドイツ、スイス、オーストリアなどでは反対論が強いとしている。特に、これらの国では、本の売上げの印税より収益を得ている著作権管理機関¹⁴⁷が、Googleのオンライン販売によって直接的な影響を受けることから、強く反対しているとされる。

このような中、ドイツ政府は、国内での圧力を受けて、和解契約が欧州連合の著作権法を侵害していないかを調査するよう欧州委員会に促すとともに、2009年8月31日、和解契約に反対する書簡を裁判所に提出している¹⁴⁸。また、フランス政府においても、9月8日、同様の反対する書簡を提出している¹⁴⁹。

¹⁴² http://www.businessweek.com/globalbiz/content/sep2009/gb2009099_774179.htm

¹⁴³ http://www.boston.com/business/technology/articles/2009/10/27/chinese_paper_accuses_google_of_hampering_searches/
<http://www.nytimes.com/2009/10/31/technology/internet/31google.html>

¹⁴⁴ なお、日本では、例えば、ペンクラブ有志が、以下を理由に、異議申し立てを提出すると報道されている。

- ・日米間における法制度、法慣習の違いを考慮していない
- ・日本の権利者にとっては理解不能な条項が数多くある
- ・米国内に所蔵されている日本刊行物の権利者保護が不十分
- ・出版流通の安定性と多様性の維持の観点から疑義があり
- ・手続き面においてもいくつかの重大な不備があるとしている。

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20090828_311421.html

¹⁴⁵ Oxford University Press、Bertelsmannなど。Googleのプロジェクトにも参加。

¹⁴⁶ <http://www.nytimes.com/2009/08/24/technology/internet/24books.html>

¹⁴⁷ VG Wort of Germany、Literar Mechana of Austria、Pro Litteris of Switzerland、Cedro of Spain

¹⁴⁸ <http://current.ndl.go.jp/node/14272> ポイントは、以下の通り。

<欧州委員会の公聴会と Google の譲歩>

このような中、2009年9月7日、欧州委員会（EC）において本件に係る特別公聴会が開催された¹⁵⁰。この中では、欧州における多くの反対する団体の代表が、和解案に対して批判を表明した¹⁵¹。

これに対し、Google は、当日、本プロジェクトに係る指針の変更を発表した。新指針では、以下の2点について欧州側に対して譲歩を行っている¹⁵²。

- ・（米国では絶版であっても）欧州では商業的に入手可能な場合は、Google Book の対象には原則含まない（例外は、著作権所有者が許可した場合）
- ・ Book Rights Registry に、米国外（欧州）の代表者を2名就任させる。

この譲歩に関し、ドイツ出版業界の弁護士は、「正しい方向へ一歩を踏み出したとしても、我々が安心して眠れるには不十分である」としている¹⁵³。また、Google に対抗する産業界の一部は、本質的な解にはなっていないとしている¹⁵⁴。

<欧州委員会の動き（Europeana との連携と著作権見直し）>

一方で、欧州委員会の当局は、単に和解案に反対するというよりは、むしろ（Google に対抗して）欧州において如何に書籍のデジタル化のリーダーシップを図るかに関心を示している。

-
- ・ドイツ及び欧州連合（EU）の著作者・出版社・デジタル図書館に悪影響を与えること
 - ・公的ではなく私的な交渉に基づくものであること
 - ・ドイツの国内法に反すること
 - ・影響は米国内にとどまらず国際的に広がり、著作権についての国際的な基準等にも影響を与えること

¹⁴⁹ <http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601103&sid=aa34Bo8i6qoQ>
<http://www.ft.com/cms/s/0/6367c80a-9c0e-11de-b214-00144feabdc0.html>
<http://current.ndl.go.jp/node/14498>

上記ドイツ政府とほぼ同様。ただし、文化の多様性を強調。

¹⁵⁰ <http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20399600,00.htm>
<http://www.informationweek.com/news/internet/google/showArticle.jhtml?articleID=219700053>
<http://www.nytimes.com/2009/09/08/technology/internet/08books.html>
<http://sbk.online.wsj.com/article/SB125231323825090047.html>
http://www.businessweek.com/globalbiz/content/sep2009/gb2009099_774179.htm

¹⁵¹ 例えば、Open Rights Group は「瞬く間に、欧州の文献は米国にいる方が入手しやすくなる」との状況を憂い、「汎欧州ライセンスシステム」の確立を主張している。

<http://www.openrightsgroup.org/ourwork/speeches/google-books-hearing>
¹⁵² <http://www.informationweek.com/news/internet/google/showArticle.jhtml?articleID=219700053>
¹⁵³ <http://online.wsj.com/article/BT-CO-20090907-706746.html>

¹⁵⁴ 例えば、Microsoft に後ろ盾された欧州の産業界グループで、和解契約に反対している Icomp (Initiative for a Competitive Online Marketplace) は、Google の指針変更は欧州における利害関係に対応したものだが、懸念を一掃するにはほど遠いとしている。同氏は Book Rights Registry の管理は「相対的に些細な」問題であり、より重要なのは、和解契約が Google のオンライン支配を助長することに対する懸念であるとしている。

<http://www.nytimes.com/2009/09/08/technology/internet/08books.html>

また、ICOMP などは、その後、2009年9月18日には、EC の域内市場・サービス委員長の McCreevy 氏に対して、本件に係る今後の対応のあり方に関し、10の質問状を送付している。

具体的には、この2009年9月7日に開催された欧州委員会の公聴会にあたって、欧州委員会（EC）の情報社会・メディア委員長の Viviane Reding 氏及び域内市場・サービス委員長の Charlie McCreevy 氏が、共同で発表した声明文¹⁵⁵では、米国や Google を批判するというよりも、「欧州の政策当局者に求められている課題は、欧州においても（著作権法などの）規制の枠組みを統一化し、米国のようにサービスがくまなく提供されるようにすることだ」と述べ、また、書籍のデジタル化には、官の力だけではなく、民間の力をどのように活用するか、等と述べている。

この背景には、欧州委員会がこれまで推進してきている Europeana プロジェクトにおける行き詰まりがある。欧州委員会（EC）の情報社会・メディア DG では、長年の検討を踏まえて、2008年11月から、欧州諸国の支援による多国語電子図書館プロジェクト、Europeana¹⁵⁶を開始しており¹⁵⁷、現在約460万件の書籍、音声および映像、写真その他のメディアへの直接アクセス利用可能となっているが、欧州委員会の目標である2010年までに1000万件を電子化するには遠く、また、現在欧州の図書館の書籍の1%程度しか、デジタル化されていないとされる。このデジタル化にあたっての大きな問題は、主に、絶版書や著作者不明の書物（欧州の図書館の蔵書の約90%を占める）のデジタル化が、欧州各国の著作権法によって妨げられているためとされ、欧州委員会は、Google Books モデルがこの障害を克服する解答になる可能性をほのめかしている¹⁵⁸。

実際に、欧州では、Google Book への批判がある一方で、2009年9月後半、フランスとイタリアの国立図書館は、書籍の電子化と Google Books 上で利用についての Google と話し合いに入っており、また、それに対し、情報社会・メディア委員長の Vivian Reding 氏は、欧州の文化的遺産に多大なアクセスを与える機会として、これらの話し合いを歓迎している¹⁵⁹。

特に、Reding 氏は、2009年7月の時点から、欧州における書籍のデジタル化を促進するためのルールの設定の必要性について発言をしており¹⁶⁰、その後、欧州委員会は、8月28日には、これらにかかる Europeana の蔵書数を目標に達するための、著作権法の見直しに係るパブリックコメント案を発表¹⁶¹、また、10月18日には、今後、大規模な書籍の電子化・配信に向け、書籍の電子化に伴う文化

¹⁵⁵<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/376&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹⁵⁶ <http://www.europeana.eu/portal/>

¹⁵⁷ なお、日本でも国会図書館でも、書籍のネット配信に取り組んでいる。
<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20398695,00.htm>

¹⁵⁸<http://www.presstv.ir/detail.aspx?id=105005§ionid=3510212>

¹⁵⁹ <http://www.euractiv.com/en/innovation/eu-divided-google-books/article-184902#>

¹⁶⁰<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/09/336&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹⁶¹<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1257&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

的・法的な問題（著作権法等）に取り組むとの提言（アジェンダ）を採択している¹⁶²。この採択にあたって、Reding氏は、米国におけるGoogleの和解案の動きを上げ、欧州が遅れをとってはいけないと主張している。

③ 米国の産業界を中心とした動き

<競合企業を中心とした動き（Open Book Alliance等）>

一方、米国では、2009年8月26日、Amazon、Microsoft、Yahoo!が中心となって、Google Bookに反対するOpen Book Alliance¹⁶³を結成した¹⁶⁴。同団体には、その他にInternet Archive、作家・ジャーナリスト協会、文学誌・報道協会、中小出版団体、ニューヨーク図書館協会などが参加している¹⁶⁵。

Open Book Allianceは、2009年9月8日、裁判所に異議申立のメモを提出した¹⁶⁶。同メモでは、和解案の反トラスト法、著作権法上の問題を取り上げ、反トラストによる強制ライセンスの必要性を主張している。

Open Book Alliance のメモ

- ・ Google等は、電子書籍流通の独占によって達成できる水平的な価格固定化の仕組みを、29ヶ月にわたって、秘密裏に交渉してきた。
- ・ 今回彼らは、その価格固定化、競争の抑制、技術進展の後退を、裁判所の認可のもとで得ようとしている。すなわち、米国の反トラスト法、著作権法の適用除外を得ようとしている。
- ・ 彼らは、ユニバーサルな図書館を作るためには、競争を抑制せざるを得ないと言っているが、そうではない。例えば、強制ライセンスを行う手法は反トラストでは良く取られており、Googleは、司法省の監督下で、競合企業へのライセンス供与を命じられるべき¹⁶⁷。

また、Microsoftが別途裁判所に提出したメモにおいては、例えば、和解案が裁判所に認められれば、実質的にGoogleと原告によって（法的な手続きを経ずに）著作権法の改訂を許すことになり、これは、連邦議会のみならず法律の改訂の権威を与えている米国憲法（Article I, Section 8）の侵害にあたりと主張している¹⁶⁸。

¹⁶² <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/21/news010.html>
http://www.boston.com/business/technology/articles/2009/10/19/book_scanning_prompts_review_of_eu_copyright_laws/
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1544&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹⁶³ <http://www.openbookalliance.org/>

¹⁶⁴ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0908/27/news024.html>
<http://journal.mycom.co.jp/news/2009/08/28/017/index.html>

¹⁶⁵ 共同チェアマンは、非営利団体のInternet Archiveのディレクター（Peter Brantry氏）と法律事務所の独占禁止法担当弁護士（Gary Reback氏）。

¹⁶⁶ <http://www.openbookalliance.org/news/open-book-alliance-files-brief-countering-proposed-google-book-settlement/>

¹⁶⁷ <http://www.nytimes.com/2009/09/09/technology/internet/09google.html>

¹⁶⁸ <http://government.zdnet.com/?p=5393>

<公聴会における Google の譲歩と著作権局長の発言>

このような中、2009年9月10日、本件に係る米国下院司法委員会で公聴会が開催された¹⁶⁹。

この中で、Amazon等は反対の発言をする一方で、Googleは、和解案によって得られる権利の一部を競合他社にも再版するとの新たな提案を行った¹⁷⁰。

- ・ 和解によって同社が手に入れる権利の一部を競合他社にも提供（再販）する。これにより、他の全ての書籍販売事業者も、対象となる書籍を販売できるようにする。
- ・ また、売上げによって Google の得る収入（37%）の「大部分」を、その再販事業者に渡す。

しかしながら、この提案に対して、Amazonは、「Amazonはこれまで著作権者とうまくやっている」として関心がないとしている。

また、同公聴会において、米国著作権局の Marybeth Peters 局長は、同和解案について、Microsoft等の産業界の指摘と同様、著作権法上の問題の観点から批判する発言をしている¹⁷¹。

- ・ 著作権者の許可なく、一種の強制実施許諾が生じるものであり、明らかに著作権侵害に該当する行為も認められてしまう可能性がある。
- ・ 著作権法改定の国民的（議会における）議論を経ずに、著作権者の同意なく利用できるようにすることは、著作権者の独占的権利を認めた米国憲法を踏みにじるもの内容である。

（3）DOJの動きと最近のGoogleの動き

① DOJの動き

この和解に関しては、Googleが（著作権の所在や著者が不明である）何百万冊もの本の独占的ライセンスも保有することになるのではないかと懸念が、業界等の一部から表明されたことを受け、反トラスト局長の Varney 氏は、就任直後の2009年4月末、調査を開始し、和解に反対する団体と対話し、意見収集を開始した¹⁷²。なお、このような動きを踏まえ、Google側は、当初の異議申し立ての提出期限を4ヶ月延長（9月まで）していた。

¹⁶⁹ <http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20399856,00.htm>
<http://www.nytimes.com/2009/09/11/technology/internet/11books.html>
<http://www.informationweek.com/news/internet/google/showArticle.jhtml?articleID=219700586>
http://news.cnet.com/8301-30685_3-10349301-264.html

¹⁷⁰ <http://googlepublicpolicy.blogspot.com/2009/09/congress-examines-future-of-digital.html>

なお、AAPの元チェアマンで、Random Houseの親会社、American unit of Bertelsmannの共同チェアマンである Richard Sarnoff氏は、「我々は、MicrosoftやAmazonなど、同じ投資をする気があるのであれば、同様のものを得られないとは言っていない。我々にはそのための指針がある。」と発言している。

<http://www.nytimes.com/2009/09/09/technology/internet/09google.html>

¹⁷¹ <http://www.computerworld.jp/news/sw/161829.html>

¹⁷² <http://www.nytimes.com/2009/04/29/technology/internet/29google.html>

このような中、司法省（DOJ）反トラスト局は、2009年9月18日、裁判所に対して、Google Bookに関し、和解案の承認を行うべきではないとの意見を公表した¹⁷³。具体的には、和解案については、①クラスアクションの手続きを満たしていない、②著作権法に違反している可能性がある、③反トラスト法に違反している可能性があるとし、Google等に和解契約を改訂すべきと主張した。

司法省の意見¹⁷⁴

- ・ 米国政府は、著作権付きの作品の電子的配布の活気ある市場を強く支持する。しかしながら、和解案は、特に将来に係る事業契約として、いくつかの大きな法的懸念が含まれる。当方の批判は、以下の3つの分類できる。
 - 和解案は、Rule 23（クラスアクション手続き）の手続きを満たしていない。
 - 和解案は、著作権法に違反している可能性がある。
 - 和解案は、反トラスト法に違反している可能性がある。
- ・ 和解案に対する、Rule 23の観点からの、連邦政府の基本的な考え方は以下の通り。
 - 著作権者は、正式に登録しなくとも、権利を主張することはできる。
 - 消費者は、市場において、多数の出口から、競争的な価格で購入することができる。
 - Rule23の構造なセーフガードは、欠席のクラスメンバーの見地が保障されること。
- ・ また、以下の観点から、和解案は、反トラスト法の観点から懸念がある。
 - 協調行為により、出版社に対して価格競争を制限する権限を付与しているように見える。
 - 他のデジタル流通業者が、Googleとの競争から、効果的に妨げているかもしれない。
- ・ その他に考慮すべき事項（活字に不自由な人への関係者の最大限の努力、広い範囲で多様なアプリ、機器等で利用可能な、複数で標準的なオープンフォーマットでの提供）。
- ・ 結論：裁判所は、現行の和解案を拒否し、Rule23、著作権法、反トラスト法にあった形で、交渉しなおし、見直しをすべきである。

これを踏まえて、Google側は、9月22日、和解案の修正を決定し¹⁷⁵、10月7日にU.S. District Court for the Southern District of New Yorkで開催・承認される予定であった裁判所での審議を取りやめた。裁判所は、10月7日、Google側に対し、11月7日までに再度和解案を修正し提出することを命じており¹⁷⁶、その修正を踏まえて、最終承認を巡る審理を12月下旬が1月上旬に開催したいとしている。

<http://www.techcrunch.com/2009/05/11/watch-out-google-obamas-antitrust-chief-is-looking-to-make-a-big-case/>

Varney氏は、Googleによって不当に市場から締め出されている可能性のある企業に対して、Googleに対して一層の不服申し立てをするよう奨励している。

¹⁷³ <http://www.usdoj.gov/opa/pr/2009/September/09-opa-1001.html>

http://www.boston.com/business/technology/articles/2009/09/18/key_doj_opinion_due_in_googles_digital_book_deal/?rss_id=Boston+Globe+--+Technology+stories

<http://online.wsj.com/article/SB125322115736920769.html>

¹⁷⁴ <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f250100/250180.htm>

¹⁷⁵ <http://mediadecoder.blogs.nytimes.com/2009/09/22/more-time-requested-in-google-book-scanning-case/>

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/24/news045.html>

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20090924/337681/>

¹⁷⁶ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/08/news038.html>

② 最近の Google の動き（電子書籍ビジネスへの本格参入）

一方で、Google は、単に書籍のデジタル化を進めるだけでなく、最近においても、電子書籍市場への本格参入に向けて着実に動いている。

Google は、上述の通り、これまで、公有財産に係る書籍データの提供に関し、Sony（2009年3月）、Barnes & Noble（2009年7月）と連携を行っているが、最近では、2009年9月には、Interread社と提携を発表している。これにより、Google は、Interread のデバイスと電子書籍ストア向けに Google Books の書籍を提供することになる¹⁷⁷。

また、Google は、単に販売事業者に対して電子書籍を提供するだけでなく、自ら電子書籍ビジネスへ参入する意向を明らかにしている。具体的には、Google は、2009年10月15日、フランクフルトで開催されていた展示会において、新サービスである「Google Edition」を発表した¹⁷⁸。この Google Edition は、ウェブブラウザを持つ全ての電子機器を対象に、電子書籍をダウンロード販売するオンライン・ストアであり、2010年上期立ち上げること予定としている（当初のコンテンツ数は40万～60万程度）¹⁷⁹。

今後、このような Google Edition や和解案の動向によっては、現在 Amazon がリードする電子書籍ビジネスの競合ともなり、大きな影響を与えるのではないかと見られている¹⁸⁰。

なお、本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。

¹⁷⁷ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/03/news058.html>

¹⁷⁸ <http://jp.reuters.com/article/marketEyeNews/idJPnJS849293420091016>

<http://journal.mycom.co.jp/news/2009/10/16/058/index.html>

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/16/news025.html>

なお、Google は、2009年6月1日時点から、同社のブログにおいて、電子書籍市場への参入する意向を発表している。<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/02/news050.html>

¹⁷⁹ <http://arstechnica.com/media/news/2009/10/google-editions-aims-to-bring-e-books-to-all-devices.ars>

¹⁸⁰ <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2009/10/15/AR2009101500714.html>